

# 横浜市場プロモーションイベント実施要綱

制 定 令和4年3月24日

最近改正 令和6年1月26日

横浜市中心卸売市場本場に隣接する事業対象用地（以下「対象用地」という。）における、横浜市場プロモーション委員会（以下「プロモーション委員会」という。）・横浜市経済局・パートナー事業者等の連携による、「食」をテーマとしたイベントの開催（以下「本事業」という。）にあたり、基本的な考え方を次のとおり定める。

## （事業目的）

- 第1条 本事業は、横浜市が策定した京浜臨海部再編整備マスタープラン（平成30年9月策定）及び横浜市中心卸売市場経営展望（令和2年10月策定）を踏まえ、対象用地においてプロモーション委員会・横浜市経済局・パートナー事業者が連携し、「食」をテーマとしたイベントを開催することにより、市場の認知度を高め、市場取引の拡大を図るとともに、市場周辺地域の賑わいづくりや、市民が憩い楽しめる空間の創出を推進するものである。
- 2 プロモーション委員会は、多様なパートナー事業者の参画を得て、そのノウハウ・ネットワークを活用することにより、年間を通じて、横浜市場の食材の美味しさや魅力、「食」を通じた楽しみ方を提案する、多彩なイベントを開催する。
- 3 プロモーション委員会が想定する本事業の全体像は別紙1に記載する。

## （用語の定義）

第2条 本要綱における用語の定義は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「横浜市中心卸売市場本場（以下「横浜市場」という。）」とは、横浜市が開設し神奈川区に位置する中央卸売市場をいう。青果・水産物等の販売・保管・貯蔵・運搬等、及び市場の利用者に便益を提供する業務等を営む。
- (2) 「プロモーション委員会」とは、横浜市場を取り巻く環境の変化に対応して、本場において業務を営むものが総意を集め、市民生活の安定と向上に貢献するとともに、横浜市場を大きく発展させることを目的として設置された、横浜市場の関係事業者で構成される任意団体をいう。
- (3) 「パートナー事業者」とは、「食」のイベントの開催実績及び横浜市場との連携によりイベントを開催する意欲・能力があり、第14条の定めに基づきイベントが選定された事業者をいう。
- (4) 「出店事業者」とは、イベントにおいて、自らの保有する商品・サービス等を来場者等へ提供する事業者をいう。イベントの形態・規模等に応じて、パートナー事業者等が任意で選定・確保する。
- (5) 「『食』をテーマとしたイベント」とは、第10条に定める要件を満たした上で、横浜市場の食材の美味しさや魅力、「食」を通じた楽しみ方の提案がなされ、市場の認知度の

向上・取引の拡大だけでなく、市場周辺地域の賑わいづくりや、市民が憩い楽しめる空間の創出に寄与するイベントをいう。

(プロモーション委員会の役割)

第3条 本事業は、プロモーション委員会が主催するものとする。

- 2 プロモーション委員会が実施する内容は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) イベント内容の企画及び運営に向けた調整
  - (2) イベント開催に必要な臨時的インフラ対策の実施（上下水道、電気、ガス、ごみ処理）の支援
  - (3) 広報集客対策の実施（広報・宣伝、警備・案内誘導、交通手段の確保）
  - (4) イベント開催に係る各種事務
  - (5) その他本事業の実施にあたり必要な事項

(横浜市経済局の役割)

第4条 本事業は、横浜市経済局が共催するものとする。

- 2 横浜市経済局が実施する内容は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 対象用地の土地使用料の支払
  - (2) イベント開催に係る対象用地の環境整備
  - (3) 広報集客対策の実施（広報・宣伝、警備・案内誘導、交通手段の確保）の支援
  - (4) プロモーション委員会におけるイベント開催に係る各種事務の支援
  - (5) その他本事業の実施にあたり必要な調整等の支援

(パートナー事業者の役割)

第5条 本事業においてパートナー事業者が実施する内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) イベント内容の企画及び関係者との調整
  - (2) イベントへの出店事業者の選定及び確保（イベント形態・規模等により任意）
  - (3) 行政機関等との事前協議及びイベント開催に必要な許認可の取得
  - (4) イベント開催に必要な臨時的インフラ対策の実施（上下水道、電気、ガス、ごみ処理）
  - (5) プロモーション委員会が調達し貸与する施設・設備の管理及び清掃
  - (6) プロモーション委員会が調達し貸与する施設・設備以外に必要な施設・設備の調達
  - (7) プロモーション委員会・横浜市経済局が実施する広報活動以外に、周知や集客の観点から必要と考える広報・集客活動
  - (8) 搬入や設営、撤去等イベントの事前及び事後に必要な作業・手続き
  - (9) イベント当日の運営・管理・清掃
  - (10) 来場者、一般歩行者、対象用地内及び周辺における車両等の安全及び警備体制の確保
  - (11) 騒音や臭気等周辺地域及び住民の住環境や安全性の確保
  - (12) その他イベントの企画・準備・開催に際して必要な手続等
- 2 パートナー事業者は、イベントの開催にあたり、前項に定める内容及びその他必要な内容について誠実に取り組むこと。

- 3 パートナー事業者は、イベントの開催にあたり、周辺住民等から問合せ又は苦情があった場合は、プロモーション委員会及び横浜市経済局と相談の上、速やかに対応すること。
- 4 パートナー事業者は、プロモーション委員会及び横浜市経済局から、本事業の実施状況等について問合せ又は申し入れがあった場合は、速やかに対応すること。

#### (協定の締結)

- 第6条 イベントの開催にあたり、プロモーション委員会とパートナー事業者は「横浜市場プロモーションイベント実施協定」を締結し、プロモーション委員会とパートナー事業者の役割や、イベント開催にあたって連携する内容、費用負担のあり方等を定めるものとする。
- 2 前項に定める協定の内容は、第12条に定める事前相談において協議するものとする。
  - 3 第1項の協定は、第14条に定めるイベントの選定を経て締結するものとする。

#### (負担金)

- 第7条 プロモーション委員会は、第6条に定める協定に基づき、イベント開催に必要な臨時的インフラ対策の実施（上下水道、電気、ガス、ごみ処理）に係る経費の一部を負担することができる。
- 2 前項に定める負担金は、プロモーション委員会の当該年度の予算の範囲内で、イベントの形態・規模等を鑑みて、イベント毎に金額を設定するものとする。

#### (協力金)

- 第8条 プロモーション委員会は、第6条に定める協定に基づき、第1条の目的に相応しいイベントの開催のための企画・立案・調整や、開催における市場事業者等とパートナー事業者の連携に必要な費用の一部について、協力金としてパートナー事業者に支給することができる。
- 2 前項に定める協力金は、プロモーション委員会の当該年度の予算の範囲内で、イベントの企画内容等を鑑みて、イベント毎に金額を設定するものとする。

#### (パートナー事業者の資格事項)

- 第9条 イベントのパートナー事業者は次の各号に定める要件を満たす者とする。
- (1) 国税（法人税、消費税）又は地方法人税について滞納がないこと。
  - (2) 法人格を有すること。
  - (3) 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時業務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げるアからエまですべての要件を満たすものであること。
    - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。
    - イ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の

構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統率下にある法人等でないこと。

ウ 法人等でその役員等のうちに暴力団の構成員等となっている者がいないこと。

エ 法人等でその役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。

(4) イベント開始月の直近5か年において、食品を取扱う物販又は飲食イベントを企画、開催、運営した経験を有すること。

(5) イベントを開催することが可能な財務状況であること。

(イベント内容・類型等)

第10条 本事業におけるイベントの内容・類型は、次の各号のいずれか1つ又は複数に該当するものとする。

(1) 横浜市場で取扱う青果物、水産物、その他食料品等を販売するイベント

(2) 横浜市場で取扱う青果物、水産物、その他食料品等を、法的要件及び許認可要件に適合した調理の上で販売するイベント

(3) イベントにおいて取扱われる商品、サービス等の主たる部分が食品や食に関連するものであるイベント

(4) その他、第11条に定める市場との連携により、第1条の目的に資するとプロモーション委員会が認めたイベント

2 前項に定めるイベントの開催期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間で、準備期間も含めて3週間以内とする。

3 第1項に定めるイベントの日程は、横浜市経済局が、本事業の対象用地の所有者である横浜市港湾局から使用許可を得られた範囲とする。

(市場との連携)

第11条 本事業における市場との連携については、次の各号に定めるものを参考に、具体案を検討するものとする。

(1) 横浜市場の価値向上や取扱食材の魅力発信等に寄与するテーマの設定

(2) 横浜市場からの食材調達及び横浜市場とのコラボメニューの開発

(3) 場内事業者による鮮魚や野菜の販売

(4) 場内事業者による旬の食材やおすすめの食べ方の紹介

(5) 横浜市場との繋がりのある産地や飲食店の出店

(6) 横浜市場の特色を活かした体験型イベントの開催（捌き方教室や料理教室等）

(7) その他、第1条の目的に資するとプロモーション委員会が認めたもの

(イベント開催に係る事前相談・調整等)

第12条 本事業に申請しようとする者は、原則として、事業開始月の4か月前の月末（開始日が15日以降の場合はその翌月から起算して4か月前の月末）までに、プロモーション委員会

と事前相談等を行うこととする。

2 事前相談等の実施を希望する者の問合せ先は、横浜市経済局とする。

(イベント開催に係る申請等手続)

第 13 条 本事業に申請しようとする者は、原則として、事業開始月の 2 か月前の月末（開始日が 15 日以降の場合はその翌月から起算して 2 か月前の月末）までに、次の各号に定める書類を作成し、プロモーション委員会に申請すること。

- (1) 参加申請書（様式 1 - 1）
- (2) 事業実績調書（様式 1 - 2）
- (3) 事業計画・収支予算書（様式 1 - 3）
- (4) 財務状況のわかる書類（決算報告書等）

2 前項に定める書類の提出先は、横浜市経済局とする。

(イベントの選定)

第 14 条 本事業において開催するイベントは、第 13 条に定める書類及び本事業に申請した事業者によるプレゼンテーションに基づき、プロモーション委員会が選定する。

2 パートナー事業者には、プロモーション委員会から、決定事項を書面又は電子メールにより通知する。

(選定対象外の例示)

第 15 条 本事業では、次の各号に定めるイベントについては選定対象外とする。

- (1) 建築物の常設が必要となるイベント
- (2) 主従関係において、「食」をテーマとした内容が従と位置付けられるイベント
- (3) 公序良俗に反する内容を含むイベント
- (4) その他第 10 条に定める事項が遵守されないと認められるイベント

2 前項の他、プロモーション委員会において、第 1 条の目的に合致しないと認められたイベントは、選定対象外とする。

(イベント開催に係る指導・助言)

第 16 条 プロモーション委員会は、イベントの企画内容や事前及び事後に必要な作業・手続き、当日の運営等について、必要に応じて、パートナー事業者への指導・助言ができるものとする。

(イベント開催に係る準備状況の報告)

第 17 条 パートナー事業者は、イベント期間における日別の行動計画や法的要件及び許認可等の取得状況等、イベント開催に係る準備状況について、事業開始日の 14 日前までに、横浜市経済局へ報告すること。

(対象用地)

第 18 条 本事業の対象用地は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 所在地：横浜市神奈川区山内町 14 番 2（用地 A）及び 13 番 1（用地 B）
- (2) 面積：合計約 13,000 m<sup>2</sup>（用地 A：約 8,000 m<sup>2</sup>・用地 B：約 5,000 m<sup>2</sup>）
- (3) 本事業の対象用地に関する詳細は別紙 2 のとおりとする。

（対象用地の使用許可）

第 19 条 横浜市経済局は、第 20 条に定める条件を満たすことを条件に、横浜市港湾局から使用許可を受ける。

- 2 対象用地における使用料は、横浜市経済局で負担する。

（対象用地に係る遵守事項）

第 20 条 パートナー事業者は、次の各号に定める要件を満たすこととする。

- (1) イベントの開催にあたり、横浜市港湾施設条例施行規則（平成 31 年 2 月 25 日規則第 6 号）を遵守すること。
- (2) イベント開催後は、速やかに対象用地の原状回復を行うこと。

（食品衛生法への対応）

第 21 条 パートナー事業者はイベントの開催にあたり、食品衛生法に基づく営業許可の取得等必要な手続きを講じるものとする。

- 2 前項の手続きについては、出店者が代替することも可とするが、パートナー事業者が出店者の取得状況等も含めて管理するものとする。
- 3 イベントにおける食品衛生法への対応については、横浜市神奈川区役所の所管課の指導によるものとする。

（消防法への対応）

第 22 条 パートナー事業者はイベントの開催にあたり、消防法の規定に基づき必要な届出や許可の取得等の手続きを講じるものとする。

- 2 イベントにおける消防法への対応については、横浜市神奈川消防署の指導によるものとする。

（警察との協議）

第 23 条 パートナー事業者はイベントの開催にあたり、道路交通法等に基づき必要な警察との事前協議や許可の取得等の手続きを講じるものとする。

- 2 イベントにおける警察との協議については、神奈川県警察横浜水上警察署の指導によるものとする。

（個人情報の保護）

第 24 条 パートナー事業者は、イベントの開催にあたり個人情報を取扱う場合、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 6 号）その他個人情報の保護に関する法

令等を遵守するものとする。

(広報・集客活動)

第 25 条 イベントの開催にあたり、周知や集客の観点から必要な広報・集客活動については、プロモーション委員会及び横浜市経済局と相互に連携し、効果的な広報・集客活動を実施するものとする。

- 2 前項に定める内容について、主たる広報はプロモーション委員会が実施することとする。
- 3 パートナー事業者が広報・集客活動を実施する場合には、プロモーション委員会が主催者であることを明示し、本事業の趣旨から逸脱しない活動に努めることとする。

(雨天・天災等の対応)

第 26 条 雨天や天災等によりイベントの開催が困難と見込まれる場合は、パートナー事業者の意見を聴取した上で、開催の全部又は一部の中止について、プロモーション委員会が決定する。

- 2 前項の場合、第 7 条及び第 8 条に定める費用のうち、パートナー事業者が既に支出した費用については、プロモーション委員会が負担する。

(パートナー事業者が負う責任の範囲)

第 27 条 パートナー事業者は、自らに帰すべき事由によりイベントが中止となり、又は損害が発生した場合は、一切の補償をプロモーション委員会や横浜市に請求することができない。

- 2 パートナー事業者は、雨天・天災や自らに帰すべき事由による事故等で生じた怪我や器物破損等への補償に備え、必要な保険に加入するものとする。

(経費の効率的使用)

第 28 条 パートナー事業者は、イベントを開催するために契約を締結し、又は支払を行う場合には、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るよう、経費の効率的使用に努めなければならない。

(負担金及び協力金の請求、支払い)

第 29 条 パートナー事業者は、プロモーション委員会への負担金及び協力金の請求にあたり、事業が終了した日から起算して 21 日以内に、次の各号に定める書類を作成し、提出先へ提出するものとする。ただし、3 月 11 日以降に終了するイベントに限り、3 月 31 日までに提出するものとする。

- (1) 負担金及び協力金請求書 (様式 2-1)
- (2) 事業報告・収支決算書 (様式 2-2)
- (3) 領収書等収支状況のわかる書類の写し

- 2 前項に定める書類の提出先は、横浜市経済局とする。
- 3 プロモーション委員会は、本協定に基づき、パートナー事業者から請求のあった日から起算して 21 日以内に、パートナー事業者へ負担金及び協力金を支払うものとする。

4 前項の負担金及び協力金の支払いは、口座振替払いの方法により支払うものとする。

(調査の実施)

第 30 条 プロモーション委員会は、本事業に係る経費の支出の適正を期するため、必要があるときは、パートナー事業者に対して、イベントの開催に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

(負担金及び協力金の返還)

第 31 条 プロモーション委員会は、負担金及び協力金の支払を受けたパートナー事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支払った金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 本協定又は負担金若しくは協力金の支給条件に違反したとき。
  - (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって負担金の支払いを受けたとき。
- 2 前項に定める負担金及び協力金の返還は、負担金及び協力金返還請求書（様式 3）により命ずるものとする。
- 3 前項により返還を命ずる場合の納付期限は、返還を請求した日から起算して 21 日以内とする。

(その他)

第 32 条 本要綱に定めがない事項の対応は、プロモーション委員会とパートナー事業者の協議により決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

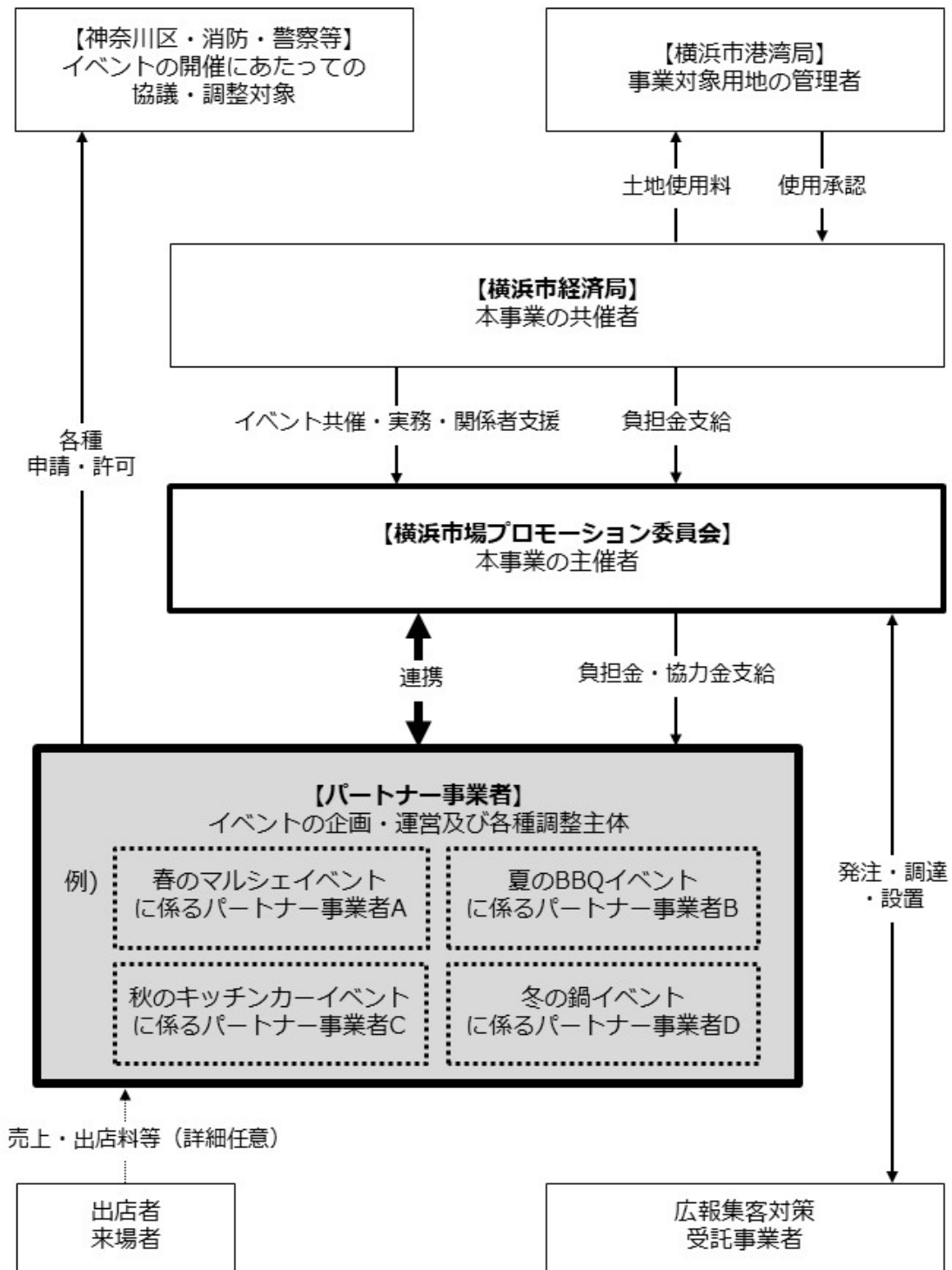
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



【別紙1】本事業の全体像



注1) 本事業は、プロモーション委員会がパートナー事業者に対して、イベントの企画・運営等を委託するものではありません。パートナー事業者は、プロモーション委員会からの負担金・協力金及びイベントにおける売上・出店料等の収入をもって、事業が不採算となるリスクを負って事業に参画します。

注2) 本事業では、多様なイベントの開催に向けて、イベント毎に異なるパートナー事業者を選定します。

【別紙 2】 本事業の対象用地に関する詳細



項目	事業対象用地 A	事業対象用地 B
所在地	横浜市神奈川区山内町 14 番 2	横浜市神奈川区山内町 13 番 1
敷地面積	約 8,000 m <sup>2</sup>	約 5,000 m <sup>2</sup>
道路条件	北東側で臨港幹線道路に接道	北西側で臨港幹線道路に接道
所管	港湾局	
アクセス	市営バス：横浜駅東口バスターミナル4番乗り場から市営バス48系統「コットンハーバー」行「中央市場前」下車徒歩3分 徒歩：「横浜駅」から 20 分程度、京浜急行「神奈川駅」から 15 分程度	
電気・ガス 上下水道	いずれも非供給地域	
火気使用	使用者側で消防署の許可を得ていただければ使用可能です。	
土地利用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日曜日を除いてリサイクルセンターが稼働しており、リサイクルセンターへの物流車両の出入りがあります。</li> <li>・ 活用予定用地の使用にあたっては、物流車両と一般車両及び歩行者の交錯が想定されるため、一般車両の出入規制等安全確保及び運用方法について、事前確認と配慮を必要とします。</li> </ul>	
土地利用規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の条例及び規則について事前確認が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 横浜市港湾施設条例施行規則（第24条第1項）</li> <li>▶ 横浜市屋外広告物条例（第16条）</li> </ul> </li> <li>※ 土地使用後は、必ず原状回復を行ってください。</li> <li>※ その他、使用内容により関係機関に対して事前確認・承諾等を得ていただく必要があります。</li> </ul>	